

業務名	三朝町交流拠点施設改修工事に係る基本設計業務						
委託料	円						
業務概要	・業務場所：三朝町大字大瀬 ・業務内容 三朝町交流拠点施設改修工事に係る基本設計業務 工事種別（予定） 建築一式工事、機械設備工事、電気設備工事ほか 予定工期 令和8年秋以降着手予定						
費目	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
基本設計業務							
	直接人件費		1	式			
	改修工事設計	建築	382.3	人・時間			
	諸経費		1	式			率=1.10
	技術経費		1	式			率=0.15
	小計						
	特別経費	アスベスト含有量調査	1	式			15検体
合計							
	消費税		1	式			
委託費計							

設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1. 1 業務名称 三朝町交流拠点施設改修工事に係る基本設計業務

1. 2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- 1) 施設名 三朝町交流拠点施設
- 2) 工事場所 東伯郡三朝町大字大瀬
- 3) 設計期限 令和8年3月31日
- 4) 工事概要 三朝町交流拠点施設改修工事に係る基本設計業務
詳細は「第3 業務の範囲」、別添「三朝町交流拠点施設」資料参照
- 5) 工事種別（予定） 建築一式工事、機械設備工事、電気設備工事ほか
- 6) 予定工期 令和8年秋以降着手予定

1. 4 設計と条件

~~(1) 耐震安全性 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の目標~~

- ~~1) 構造体 Ⅱ類~~
- ~~2) 建築非構造部材 B類~~
- ~~3) 建築設備 乙類~~

(2) 貸与品等

貸与品については、本特記仕様書4. 4による。

1. 5 指定部分（指定部分は無し）

- ~~1) 指定部分の業務範囲 設計に関する部分~~
- ~~2) 指定部分の履行期限 令和 年 月 日まで~~
- ~~3) 指定部分の成果物 第4. 9（3）に掲げる図書~~

1. 6 業務留意事項

- 1) 現地調査により既存状況に応じた改修工法とすること。（改修工事の場合）
- 2) 施設運営に支障が出ない工法による工事計画とすること。
- 3) 工期の短縮に繋がる施工性の向上に資する計画とし、工事費の削減に努めること。
- 4) 各種法令の遵守、関係機関との協議、現地調査等を確実に行うこと。
- 5) ~~工事説明及び円滑な工事進捗を図るために工事概略工程表を作成すること。~~
- 6) ~~工事説明会を開催するときは、担当者の出席及び資料の作成の協力をする。~~

第2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設計業務委託共通仕様書」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書」の例による。

2. 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

第3 業務の範囲

3. 1 一般業務は次による

(1) 設計に関する業務

項目		業務内容
設計条件等の整理	■ 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	■ 設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、調査職員と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■ 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査し、その結果を調査職員に報告する。
	■ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、その結果を調査職員に報告する。
■ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	■ 総合検討	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行い、その結果を調査職員に報告する。
	■ 基本設計方針の策定	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証をを通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
■ 基本設計図書の作成	■ 基本設計方針の策定及び説明	総合検討の結果を踏まえ、業務体制その他基本設計方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し承諾を受ける。
		基本設計方針に基づき、調査職員と協議の上、基本設計図書を作成し、調査職員の承諾を受ける。
■ 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成し、調査職員の承諾を受ける。
■ 設計内容の説明等		基本設計を行っている間、調査職員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を調査職員に提出し、調査職員に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ）及び基本設計内容の総合的な説明を行い、承諾を受ける。

3. 2 追加業務は次による。

(1) 基本設計に関する業務

- 工事概略工程表の作成
- 各工事の工事範囲及び進入路を検討して、仮設計画書を作成すること。
- すべての既存建物に対して調査を行い、アスベストを含有している恐れのある建材をリストアップすること。また、リストアップされた建材の製造業者に対してその建材のアスベストの含有の有無を確認すること。
- 現況敷地の測量調査（平面、レベル）を行い、現況配置図を作成すること。
- 透視図の作成
- 各種の工法及び設備機器の採用を検討し、そのメリットとデメリット及びイニシャルコストとランニングコストを比較検討した資料を作成すること。

第4 業務の実施

4. 1 適用基準

適用基準等は以下のとおりであり、これにより難しい場合は調査職員と協議を行うものとする。
特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修のものであり、最新版を適用する。

ア 施設整備指針

- ☐ 小学校施設整備指針
(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ☐ 中学校施設整備指針
(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

イ 調査・計画基準

- 官庁施設の基本的性能基準
- ☐ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ☐ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 敷地調査共通仕様書

ウ 設計基準

- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- ☐ 木造計画・設計基準
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築設備工事標準図

エ 施工基準

- ☐ 公共建築工事標準仕様書
- ☐ 公共住宅建設工事共通仕様書
(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書
- ☐ 木造建築工事標準仕様書
- ☐ 建築物解体工事共通仕様書

オ 積算基準

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- ☐ 公共住宅建築工事積算基準
(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ☐ 公共住宅電気設備工事積算基準
(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ☐ 公共住宅機械設備工事積算基準
(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ☐ 公共住宅屋外整備工事積算基準
(公共住宅事業者等連絡協議会)
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式

カ 監理指針

- ☐ 建築工事監理指針
- ☐ 電気設備工事管理指針
- ☐ 機械設備工事管理指針
- ☐ 建築改修工事監理指針

キ その他

- 鳥取県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(鳥取県)
- 鳥取県公共事業景観形成指針(鳥取県)
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- 鳥取県公共事業環境配慮指針(鳥取県)
- 鳥取県公共施設緑化マニュアル(鳥取県)
- ☐

4. 2 テクリスの登録

~~受注時又は変更時に契約委託料500万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、登録内容についてあらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録したことを照明する資料を調査職員に提出すること。~~

4. 3 管理技術者

ア 設計業務の着手までに管理技術者を定め、発注者に通知すること。

イ 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法(昭和25年法律第202号、以下同じ。)第2条第2項に定める一級建築士(以下同じ。)
- ☐ 一級建築士として設計業務に関する実務経験を5年以上有する者
- ☐ 建築士法第2条第3項に定める二級建築士
- ☐ 建築士法第2条第4項に定める木造建築士
- ☐ 建築士法第10条の2第3項の規定により構造設計一級建築士証の交付を受けた構造設計一級建築士(以下同じ。)
- ☐ 建築士法第10条の2第3項の規定により設備設計一級建築士証の交付を受けた設備設計

一級建築士（以下同じ。）

- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下同じ。）第20条第1号又は第2号に掲げる建築物の構造設計を行わせる構造設計一級建築士及び階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行わせる設備設計一級建築士を定めた場合は、調査職員に報告すること。

4. 4 貸与品等

ア 貸与品等の引渡しを受けた場合は、調査職員に受領書又は借用書を提出すること。

イ 次の資料を貸与する

■ 三朝町交流拠点施設資料

■ 旧三朝小学校製本図面、ほか必要資料

4. 5 基本設計業務の実施

（1）一般事項

ア 基本設計業務は、指示された設計と条件及び適用基準等によって行うこと。

イ 実施工程を作成して、円滑な打ち合わせ及び設計を行うこと。

（2）工事費概算額の遵守

ア 概算工事費の算出は、調査職員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準によって行うこと。

イ 基本設計業務は、第1の3（1）－4に示す想定工事費を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合は速やかに調査職員と協議の上、受託者の責において設計図書の修正を行うものとする。

オ 指定部分（一の工事のうち、工事の完成時期を二以上設ける場合）及び国庫補助対象部分とその他の部分がある場合等は、それぞれを区分して設計図書を作成すること。

カ 設計業務は、第1の1－3の4. に示す予定工事費を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合は速やかに調査職員と協議の上、受託者の責において設計図書の修正を行うものとする。

（3）設計図書の作成

ア 設計原図の大きさ ☐ A1版 ☒ A2版又はA3版

イ 設計原図の材質 ☐ トレーシングペーパー ☒ プロッタ用紙

ウ CADデータのレイヤ構成等については、業務着手時に調査職員と協議すること。

エ ~~特記仕様書については発注者からの支給品とする。~~

（4）工事費内訳明細書の作成

ア 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準によって行うこと。

イ 積算に採用する単価については、「営繕工事積算基準」によるほか、調査職員の指示による。

ウ 仮設材、仮設機器等については、設置の期間等見積もりに必要な施工条件を明示すること。

エ 一式計上は極力避け、やむを得ない場合は、別紙明細書（若しくは代価表）を作成すること。

オ 単価の採用根拠を明らかにするため、備考欄にその旨を明示すること。

《単価採用記入例》

単価採用根拠	根拠凡例（備考欄に明示）
・建設物価（建設物価調査会）	物
・積算資料（経済調査会）	資
・コスト情報（建設物価調査会）	コ
・施工単価資料（経済調査会）	施
・見積書（業者、メーカー等の見積）	見
・資料（カタログ等）	力

4. 6 成果図面

(1) 基本設計に関する業務

成果図書		縮尺	備考
■ 総合	■ 計画説明書		
	■ 仕様概要書		
	■ 仕上概要表		
	■ 面積表及び求積表		
	■ 敷地案内図		
	■ 現況配置図	1/200	
	■ 仮設計画図	1/200	
	■ 配置図（同線計画含む）	1/200	
	■ 平面図（各階）	1/100	
	■ 断面図	1/100	
	■ 立面図	1/100	
	■ 関係法令チェック表		
	□ 日影図		
	□ 鳥瞰図		
	■ 各種工法の比較検討書		
□ 構造	□ 構造計画説明書		
	□ 構造設計概要書		
	□ 耐震補強計画図		
	□ ボーリング調査報告書		
■ 設備	■ 電気設備	■ 電気設備計画説明書	
		■ 電気設備設計概要書	
		■ 各種技術資料	
		■ 各種機器の比較検討資料	
	■ 給排水衛生設備	■ 給排水衛生設備計画説明書	
		■ 給排水衛生設備設計概要書	
		■ 各種技術資料	
		■ 各種機器の比較検討資料	
	■ 空調換気設備	■ 空調換気設備計画説明書	
		■ 空調換気設備設計概要書	
		■ 各種技術資料	
		■ 各種機器の比較検討資料	
	■ 昇降機等	■ 昇降機等計画説明書	
		■ 昇降機等設計概要書	
		■ 各種技術資料	
		■ 各種機器の比較検討資料	

注) 表中の縮尺は目安とする。

建築（構造）の成果図書は、建築（総合）実施設計の成果図書の中にも含めることもできる。
 その他必要な図面は調査職員と協議すること。

4. 7 提出部数等

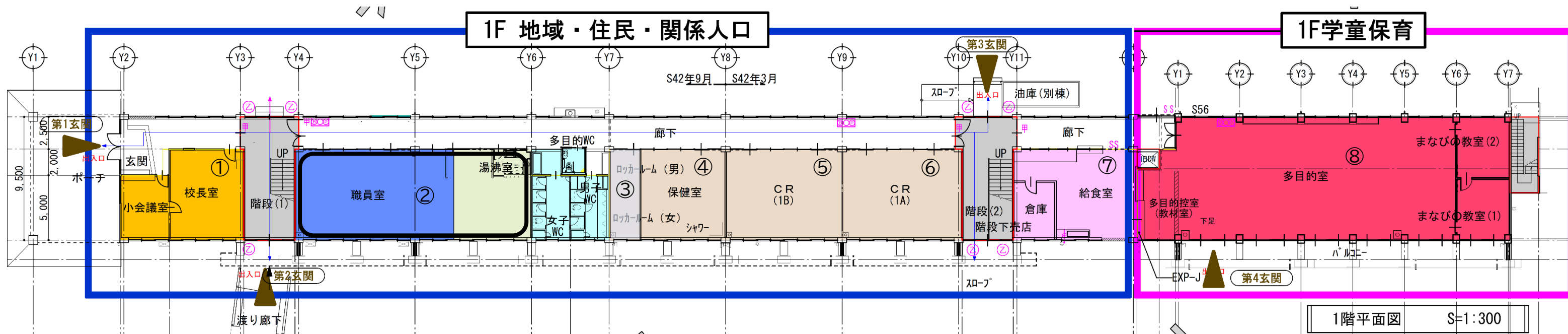
(1) 成果図書の提出場所 三朝町企画健康課

(2) 基本設計に関する業務

成果図書		規格	原図	複写
■ 基本設計概要書	■ 計画説明書	A 3		バラ
	■ 仕様、設計概要書			5 部
	■ 基本設計図面 (A 3 縮小)			
	■ 工事費概算書			
■ 基本設計報告書	■ 計画説明書	A 3	1 部	バラ
	■ 仕様、設計概要書			3 部
	■ 仕上概要表			製本 5 部
	■ 面積表及び求積表			
	■ アスベスト調査報告書 (概要)			
	■ 各種技術資料 (概要)			
	■ 各種機器の比較検討資料 (概要)			
	■ 基本設計図面 (A 3 縮小)			
	■ 関係法令チェック表			
	■ 工事費概算書			
□ 鳥観図	□ 鳥瞰図 (2 面)	A 3	1 部	
■ 基本設計図面		A 3	1 部	製本 2 部
■ 工事費概算書	別表 2 の項目及び工種ごとにまとめること	A 4		ファイル 2 部
■ 各種調査報告書	■ アスベスト調査報告書	A 4		ファイル 2 部
■ 資料	■ 各種技術資料	A 4		ファイル
	■ 各種機器の比較検討資料			1 部
	■ 積算資料			
■ 電子データ	■ 基本設計報告書 (PDF) (作成したワード及びエクセル共)	CD-R又 はDVD-R		
	□ 鳥瞰図 (PDF又はJPEG)			
	■ 基本設計図面 (JWW、DXF、PDF)			
	■ 工事費概算書 (エクセル)			
	■ 各種調査報告書 (ワード又はエクセル及びJWW・DXF・PDF)			
	■ 資料 (電子化が可能なもの)			
■ 業務報告書	■ 業務打合せ記録			ファイル
	■ 他 各記録			2 部

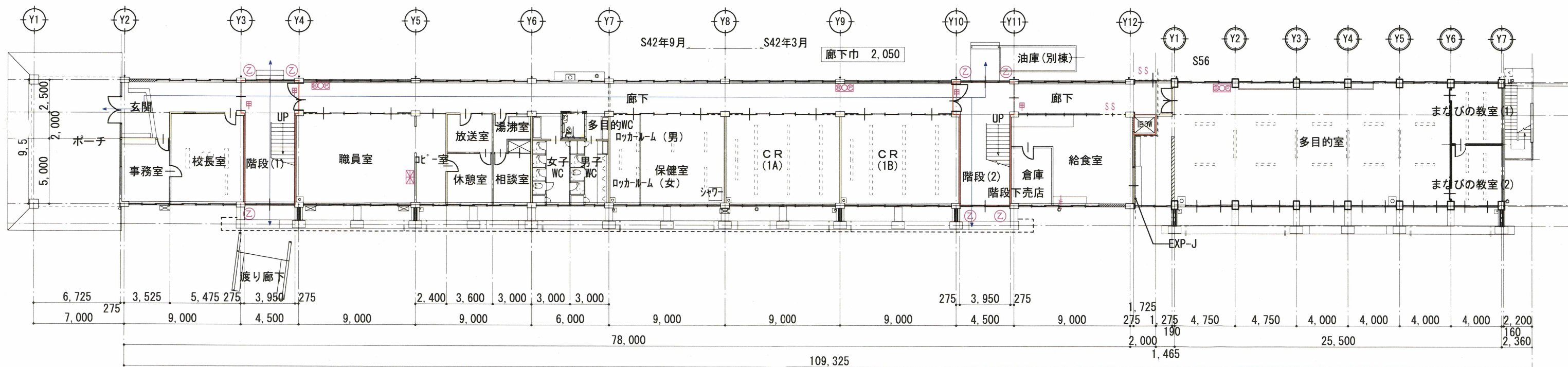
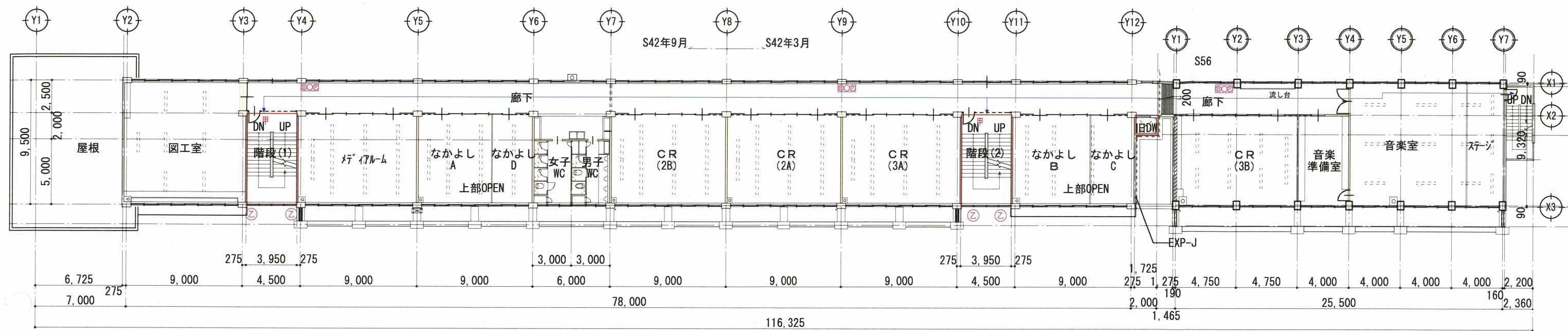
三朝町交流拠点施設暫定利用ゾーニング最終案

※あくまで暫定利用の案。利用計画策定の中で再配置の可能性あり。



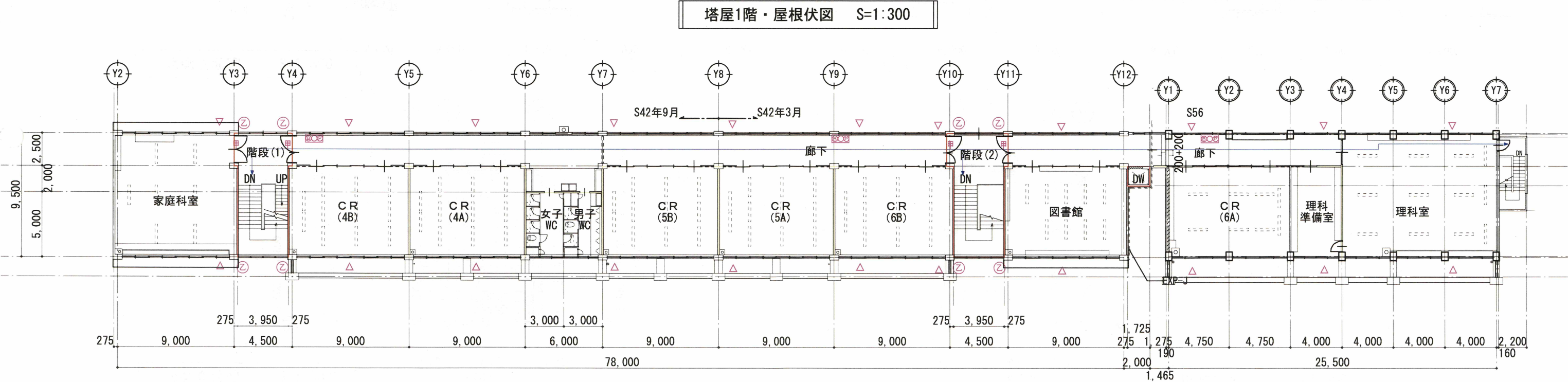
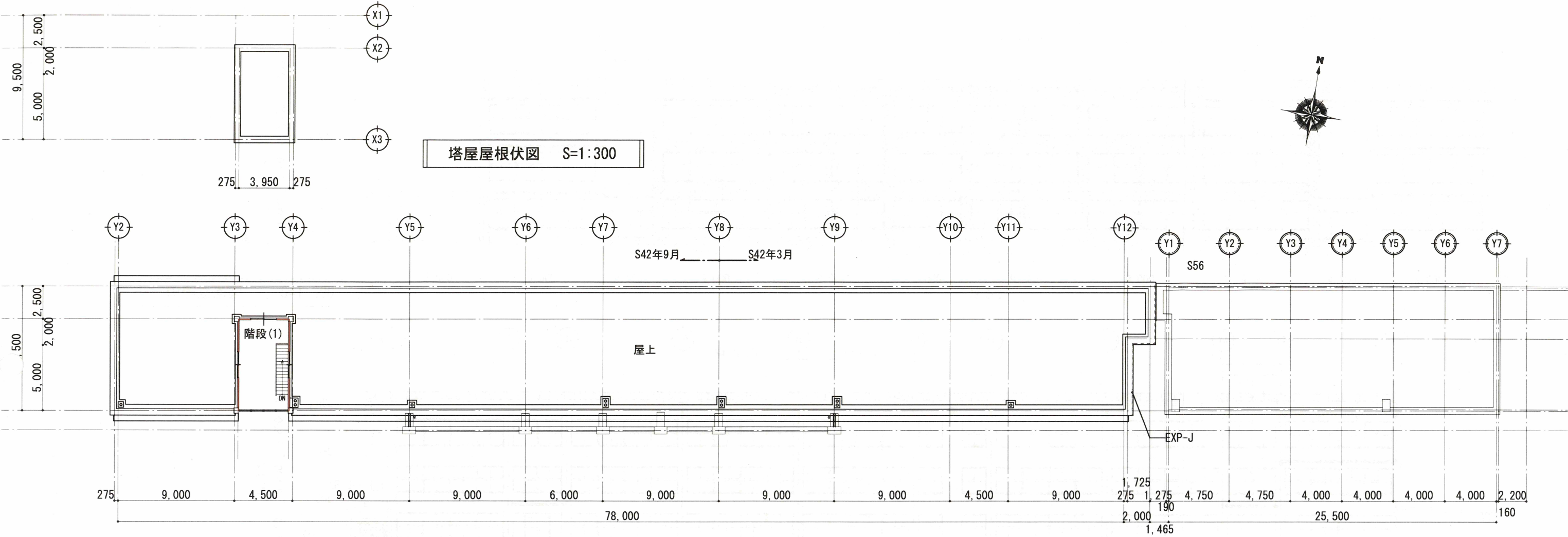
- ①小会議室・校長室・・・施設管理室、協力隊事務所、まちづくりセンター事務所
- ②職員室・・・賀茂地域協議会事務所
- ③ロッカールーム・・・書庫
- ④保健室・・・シルバー人材センター事務所
- ⑤普通教室・・・共有のフリースペース
- ⑥普通教室・・・共有のフリースペース
- ⑦給食室・・・シルバー人材センター作業場
- ⑧多目的室・・・西学童クラブ

調査計画図



調査ヶ所：全ての部屋

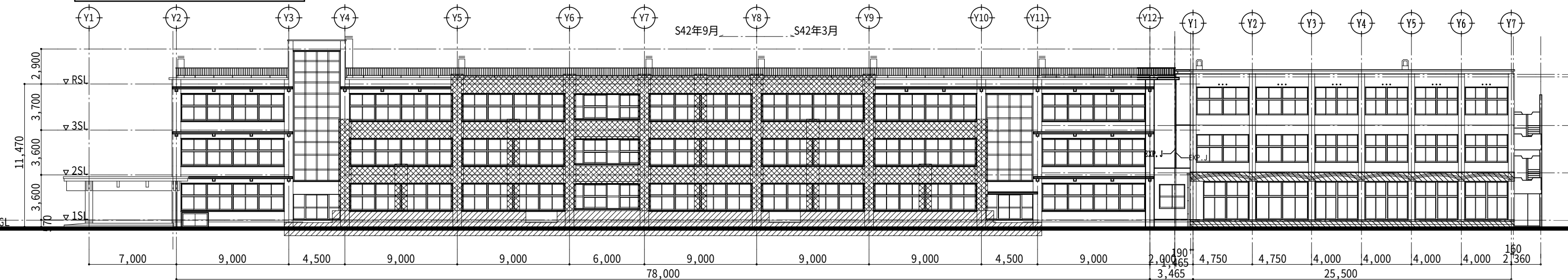
調査計画図



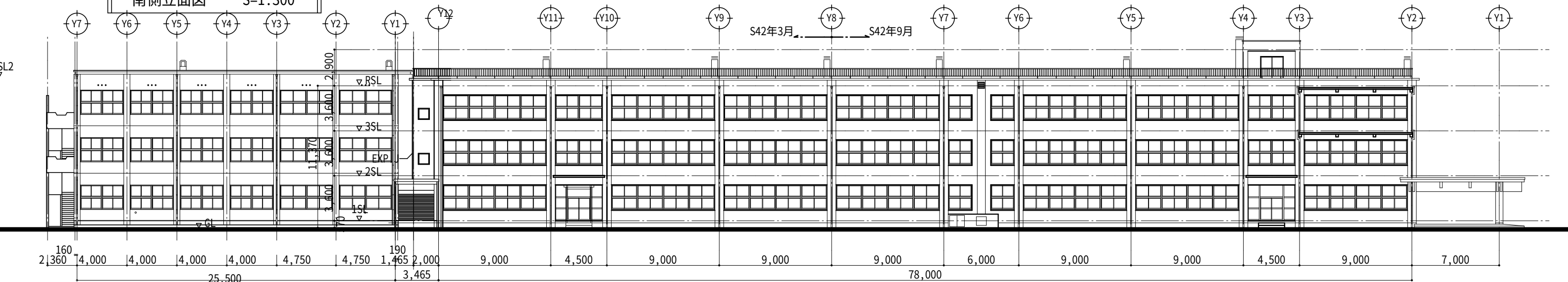
3階平面図 S=1:300

調査ヶ所：全ての部屋

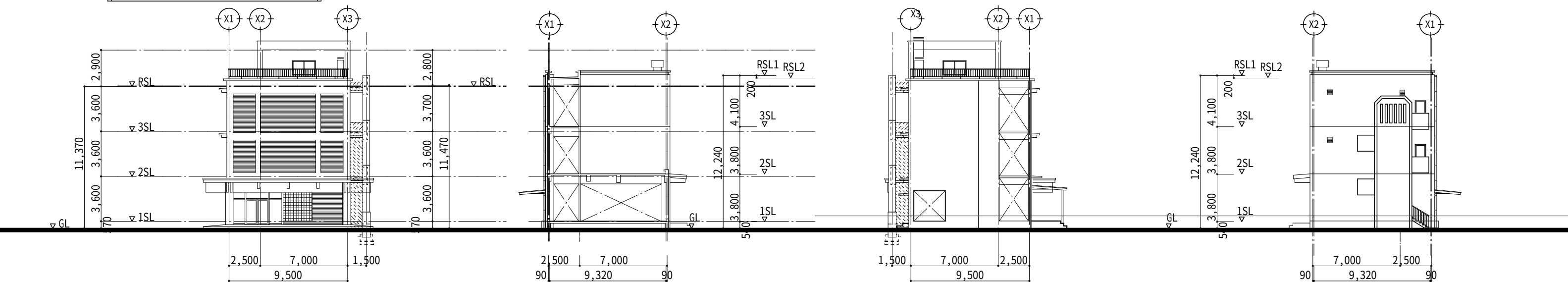
調査計画図（管理教室棟）



南側立面図 S=1:300



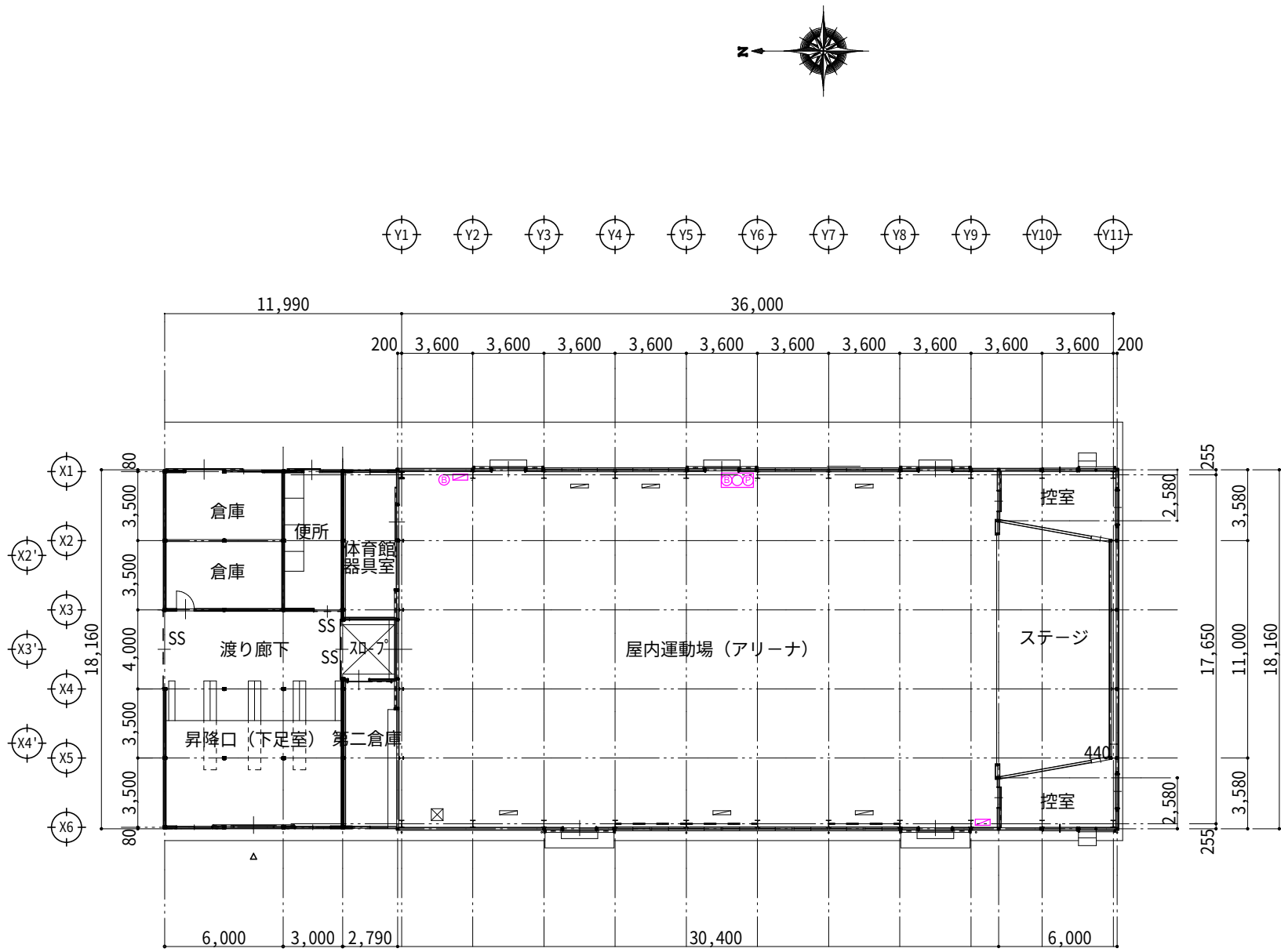
北側立面図 S=1:300



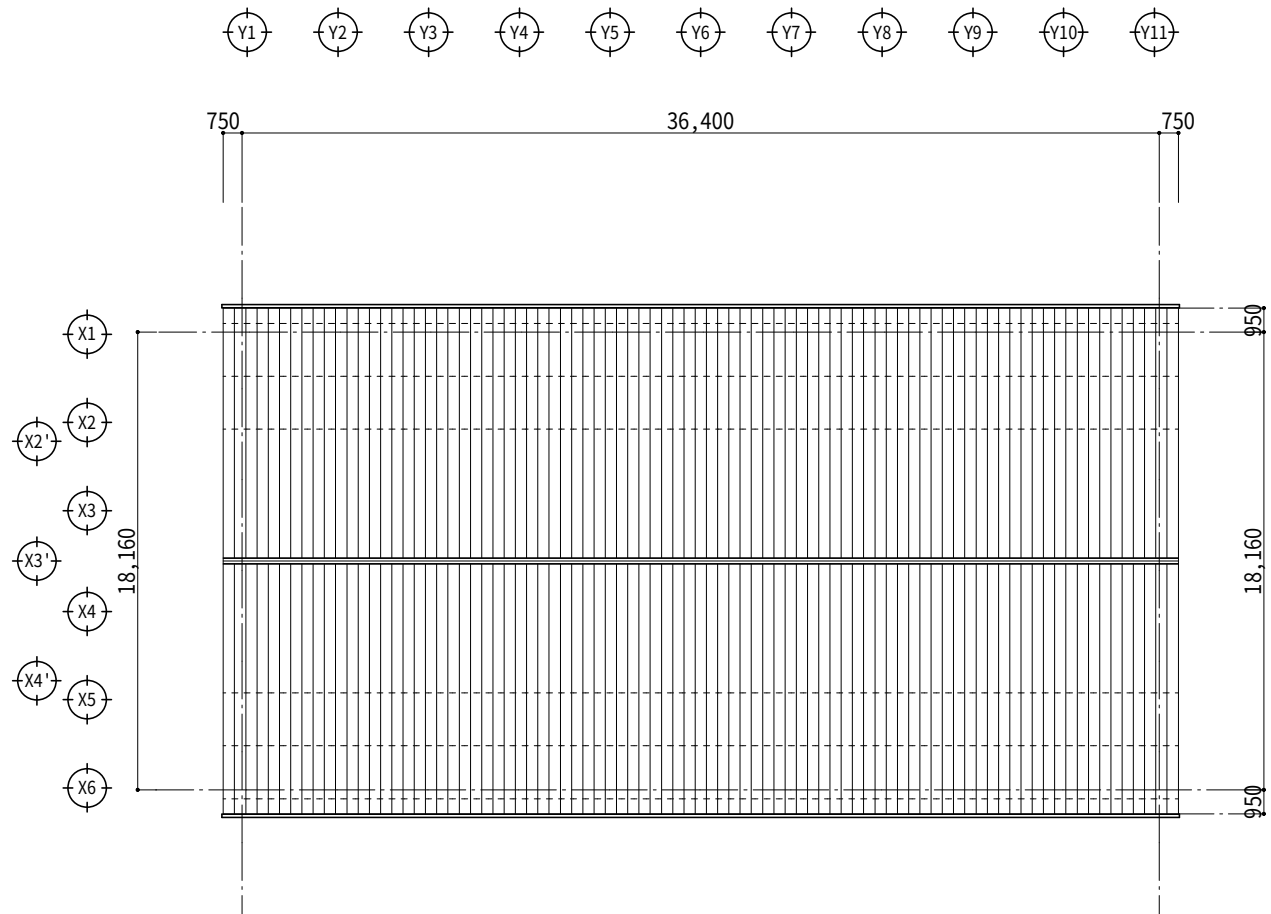
西側立面図 S=1:300

東側立面図 S=1:300

調査計画図（体育館）



1階平面図 S=1:300



屋根伏図 S=1:300

調査ヶ所：全ての部屋

調査計画図（体育館）

